

# 令和8年度 小牧市教育委員会 学校訪問 実施要項 (案)

小牧市教育委員会

## 1 目的

学校教育の指導の理念の浸透と具現化を図る。

### 指導の理念

「自らを高めること」と「社会の担い手となること」を基本とし、ふるさとあいちの文化・風土に誇りを持ち、世界的視野で主体的に深く学び、かけがえのない生命や自分らしさ、多様な人々の存在を尊重する豊かな人間性と「知・徳・体」にわたる生きる力を育む、あいちの教育を進めます。

## 2 法的根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の職務権限)

第21条 教育委員会は、当該地方教育団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

5. 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること

上記の条文に基づき、令和8年度の小牧市教育委員会の事業の一環として、学校訪問を実施する。

## 3 学校訪問の運用上の事項

- (1) 愛日地方事務協議会主催の学校訪問が予定されていない学校において、小牧市教育委員会主催による学校訪問を半日日程で実施する。
- (2) 実施時期は、原則として5月中旬～7月上旬、9月中旬～11月下旬の月曜日および木曜日とする。

## 4 訪問者

- (1) 小牧市教育委員会 (教育長、教育委員)
- (2) 学校教育課指導主事
- (3) その他教育委員会が必要と認めるもの

## 5 訪問の実施要領

- (1) 実施の約1か月前に、小牧市教育委員会より期日及び訪問者名を通知する。
- (2) 事前の提出物について
  - ア 実施の3日前までに、「学校訪問の計画について」(別紙様式1)と特設授業の指導案綴及び資料(学校経営案、特設授業で使用する教材のコピー等)を学校教育課へ提出する。
  - イ 指導案の形式は、愛日指導案例集を基本に指導の力点および主発問を加えたものとする。
  - ウ 訪問者数+1部を学校教育課へ提出する。

(3) 事後の提出物について

学校訪問終了後に、7日以内に「研究協議録の提出について」（別紙様式2）を1部、学校教育課へ提出する。

6 学校訪問当日について

(1) 学校経営の概要

① 学校運営の状況について

② 現職教育の状況について

(2) 特設授業

特設授業は原則第5時限目に行う。小学校16学級・中学校12学級以上（特別支援学級含む）は2学級の公開を原則とする。

(3) 研究協議

研究協議は、特設授業を中心に児童生徒の「学び」について協議を行うことを原則とする。

(4) 日程

① 学校経営の概要

② 特設授業

③ 研究協議

④ 指導・助言

7 指導・助言の観点

(1) 愛日地方事務協議会「学校訪問実施要項」にある指導の観点

(2) 「主体的・対話的で深い学び」を実現するための「学び合う学び」および「探究的な学び」の推進

# 令和8年度 学校訪問計画表

## <愛日事務協（1日）>

日時	曜	校名
5月25日	月	小 牧 小
5月28日	木	篠 岡 小
6月4日	木	光ヶ丘小
6月15日	月	応 時 中
6月22日	月	味 岡 中
7月2日	木	桃ヶ丘小
9月28日	月	小牧南小
10月1日	木	北 里 小
10月15日	木	北 里 中
10月22日	木	味 岡 小
11月2日	月	小 牧 中
11月16日	月	小牧原小

## <市教委（半日）>

日時	曜	校名
5月18日	月	一 色 小
6月8日	月	小 木 小
6月18日	木	篠 岡 中
6月25日	木	小牧西中
6月29日	月	光ヶ丘中
7月6日	月	桃 陵 中
9月10日	木	岩 崎 中
9月14日	月	大 城 小
9月17日	木	陶 小
10月8日	木	本 庄 小
10月19日	月	村 中 小
10月26日	月	米 野 小
11月19日	木	三ツ渚小